## 情報公開審査会答申の概要

答申第 1000 号 (諮問第 1662 号)

件名:愛知県職員採用候補者試験(行政I)の第1次試験の受験者の素点の平均 点及び素点の標準偏差を記した資料等の不開示(不存在)決定に関する件

### 1 開示請求

令和3年4月13日及び同年5月17日

2 原処分

令和3年4月22日及び同年5月25日(不開示(不存在)決定)

愛知県人事委員会は、別記の開示請求に係る行政文書(以下「本件請求対象 文書」という。)を、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以 下「条例」という。)第11条第2項(開示請求に係る行政文書を管理していな い)に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和3年5月1日及び同年6月4日 原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和3年10月15日

5 答申

令和 4 年 3 月 29 日

6 審査会の結論

愛知県人事委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

#### 7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する 権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行 政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の 内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成30年度、平成31年度及び令 和2年度の第1回愛知県職員採用候補者試験の試験区分行政I並びに令和2 年度の第1回愛知県職員採用候補者試験、第2回愛知県職員採用候補者試験 及び民間企業等職務経験者を対象とした愛知県職員採用候補者試験の試験 区分土木の第1次試験の教養試験及び専門試験の受験者の粗点(本件開示請 求書には「素点」との記載があるところ、愛知県人事委員会では「粗点」を 使用している。以下同じ。)の平均点及び粗点の標準偏差が記載された行政 文書であると解される。

# (3) 本件請求対象文書の存否について

- ア 実施機関によれば、本件開示請求の対象となっている第 1 回愛知県職員採用候補者試験、第 2 回愛知県職員採用候補者試験及び民間企業等職務経験者を対象とした愛知県職員採用候補者試験の教養試験及び専門試験の受験者の粗点は、愛知県職員採用試験システムで管理しており、データとして保存しているが、粗点の平均点及び標準偏差については、いずれも業務において使用していないため、これらを記載した行政文書を作成又は取得していないとのことである。また、審査請求人が、審査請求書において、公益財団法人日本人事試験研究センターが「得点度数分布表」又は「平均点・標準偏差一覧表」を提供することができると掲げている旨を述べているが、実施機関によれば、これは採点を同センターへ委託する試験についてのものであり、本件開示請求の対象となっている試験については、いずれも同センターに採点を委託せず、愛知県人事委員会が採点しているため、同センターからこれらの情報が提供されることはないとのことである。
- イ 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、公益財団法人 日本人事試験研究センターは、多くの地方自治体に採用試験問題を作成・ 提供している団体であり、愛知県は同センターの賛助会員であるとのこ とである。また、賛助会員でないその他の市町村等が料金を支払って提供 を受けられる試験問題であれば、試験実施後に同センターが試験結果の 採点をし、それを高得点順に整理するなどの結果処理も併せて行うが、賛 助会員の場合は、同センターから試験問題の原稿が提供されるのみで、問 題の印刷や採点は自ら行う必要があり、愛知県の職員採用試験の結果が 同センターから提供されることはないとのことである。
- ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。
- (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記

- 請求1 平成30年度、平成31年度及び令和2年度の愛知県職員採用候補者試験、試験の種類職員、試験区分行政1の第1次試験の(1)2つの試験種目(教養試験及び専門試験)の受験者の素点の平均点及び素点の標準偏差を記した資料
- 請求 2 令和 2 年度の愛知県職員採用候補者試験、試験の種類職員、試験区分 「土木」の第 1 次試験の 2 つの試験科目(教養試験及び専門試験)の受 験者の素点の平均点及び素点の標準偏差が記された資料